

○中部地方整備局告示第三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十五日

中部地方整備局長 金井 道夫

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類 県営ふるさと農道整備事業御菌地区（三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県伊勢市磯町字向山及び字尾立、御菌町高向字下万條、御菌町長屋字万條、字里中、字宮待及び字堤外並びに御菌町上條字上條新田、字尾立及び字細野地内
- 2 使用の部分 三重県伊勢市磯町字向山及び字尾立、御菌町高向字下万條、御菌町長屋字万條、字里中、字宮待及び字堤外並びに御菌町上條字上條新田、字尾立及び字細野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内までの延長1,414mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営ふるさと農道整備事業御菌地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、ふるさと農道緊急整備事業について（平成5年1月20日付け5構改D第32号及び自治調第1号農林水産事務次官及び自治事務次官連名通知、以下「平成5年事務次官連名通知」という。）において計画対象事業とされている地方単独事業の農道整備事業として、起業者である三重県が農道を新設する事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、平成5年事務次官連名通知をうけて、三重県が制定したふるさと農道整備事業実施要綱（平成5年7月1日制定、以下「実施要綱」という。）第2に規定する地方単独事業で実施する農道整備事業であり、実施要綱第5により県営事業として実施する事業として三重県知事が採択している。また、三重県は平成5年事務次官連名通知に基づき、毎年度起債申請手続きを行い、総務事務次官から同意等予定額の通知を得た上で予算措置を講じていることから、起業者である三重県が本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業の受益地とされている御菌地区の農地は、三重県中央部の伊勢平野の南端で一級河川宮川右岸に位置する同県伊勢市御菌町（旧同県度会郡御菌村）の水田を中心とした農業地帯にあり、ほ場整備事業による区画整理及び排水の改良により水田の乾田化が図られ、また、農業用水については国営・県営宮川用水事業及び末端用水整備事業等により、パイプラインによる灌漑がなされた整備水準の高い農地であり、水稻、ハウス菊、ほうれん草、梨等が生産されている。

御菌地区の農地とJA伊勢御菌・伊勢港地区穀類乾燥調製施設等の各農業施設を結ぶルートは、自動車交通量が多い本件区間周辺の農村集落密集地内の道路及び幅員狭小区間や歩道等未設置区間がある道路の利用を余儀なくされるルートとなる道路状況であったため、本件事業による農道の整備が計画され、すでに平成13年4月から一部暫定形で供用が開始されている。しかしながら、整備が完了していない暫定形区間は、道路幅員が約3.0mの自動車が離合できない幅員狭小区間及び自転車歩行者道の未整備区間となっており、現在もなお交通混雑の発生が生じているとともに、歩行者及び自転車の通行の安全が確保できていない状況である。

本件事業が完成すれば、御菌地区の農地と各農業施設を効率的かつ安全に結ぶ2車線の農道（道路幅員9.25m）が完成形で整備され、本件区間周辺の農村集落密集地内の通行を回避したルートが確保されることになり、効率的かつ安全な農産物の流通・輸送が図られる。また、本件区間周辺の農村集落住民にとって、各集落と幹線道路である一般国道23号を結ぶ道路として日常生活にも利用可能な新しい道路が確保され、農村地域の定住環境の改善が図られるものと認められる。さらに、歩行者及び自転車の安全

な通行の確保にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意で行った文献調査等によると、本件区間内の土地には、事業実施に際し起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は三重県教育委員会との協議により記録保存等を実施しており、すでに適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間周辺の農村集落密集地内を通行することなく、御菌地区の農地と各農業施設間を結ぶ農業用道路が確保されることにより、効率的かつ安全な農作物の流通・輸送が可能となることを目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に準拠して2車線の農道を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、起点付近は民家南側の既設農道を利用して拡幅し、その後終点までは一級河川宮川右岸堤防沿いに新設するルートである申請案（既設農道拡幅及び新設ルート案）のほか、既設道路拡幅案及び新設ルート案について検討が行われている。既設道路拡幅案は、農村集落密集地内を通行し、路線延長が長く小さい曲線が多くなるルートになるため、他の2案よりも安全性及び走行性に劣る。また、新設ルート案は、申請案よりも取得必要面積及び物件の移転数が多くなるため、社会的影響が大きく申請案よりも劣る。さらに、申請案は3案中最も事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業により一部暫定形で供用された農道は、道路幅員狭小区間及び自転車歩行者道未整備区間での円滑な通行及び安全性が確保されていないため、効率的かつ安全な農産物の流通・輸送に支障をきたしていることから、できるだけ早期に本件事業を完成し、完成形で供用される必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県伊勢市役所